

福岡県公報

平成二十年六月四日
第二千八百三十一号
増刊 ①

目次

告 示(第九百二十四号)

漁業共済の加入区の設定の一部変更

選挙管理委員会

(漁業管理課)

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

正 誤

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則(平成二十年三月福岡県

規則第三十六号) 中正誤

告 示

福岡県告示第九百二十四号

漁業共済の加入区の設定(平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十三号)の一部を次のように変更し、平成二十年四月一日から適用することとしたので、漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第十八条の五第四項において準用する第七条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月四日

福岡県知事 麻生 渡

表中

特定のり大川加入区

大川漁業協同組合の地区及び
三又青木漁業協同組合の地区

のり養殖業

を

特定のり大川加入区

大川漁業協同組合の地区

のり養殖業

に改める。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十四号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十年六月四日

福岡県選挙管理委員会委員長

田 辺 俊 明

一 病院 飯塚市の項中

社会福祉法人かいた福祉会老人保健施設ベスト・シルバー飯塚

新飯塚二四番二号

筑豊労災病院

弁分六三三

飯塚市立額田病院

口原一〇六一一

老人保健施設和泉の澤

勢田一八〇六一一

社会福祉法人かいた福祉会老人保健施設ベスト・シルバー飯塚

新飯塚二四番二号

老人保健施設和泉の澤

勢田一八〇六一一

福岡県済生会福岡第二病院

太郎丸二六五

福岡県済生会福岡第二病院

太郎丸二六五

飯塚市立病院

弁分六三三一

額田病院

口原一〇六一一

改め、

二 老人ホームの項中

に

を

に

を

改める。

正誤

有料老人ホームさわやか宗像館	〃	石丸一―一三―二
前原市養護老人ホーム篠原の里	〃	前原市篠原西二―一三―三
特別養護老人ホーム富の里	〃	富五〇八番地四

を

有料老人ホームさわやか宗像館	〃	石丸一―一三―二
特別養護老人ホーム富の里	〃	前原市富五〇八番地四

に

特別養護老人ホームマイネスハウス 筑前顕慈園	〃	大字高上字袖ヶ原一七一番地
特別養護老人ホームマイネスハウス	〃	大字高上字袖ヶ原一七一番地
筑前顕慈園	〃	福津市上西郷字イズミ七三四番三

を

特別養護老人ホームマイネスハウス	〃	大字高上字袖ヶ原一七一番地
養護老人ホーム篠原の里	〃	篠原西二―一三―三
筑前顕慈園	〃	福津市上西郷字イズミ七三四番三

に

発行年月日	20・3・31
公報番号	2804 増刊
種類	規則
同上番号	36
ページ	70
欄	上
	下
行	17
備考	挿入
17行の次に次のように加える。	
正	
誤	

12 保健福祉環境事務所長に、次の各号に掲げる福祉労働部障害者福祉課関係の事務を

委任する。ただし、第一号イに規定する事項については児童相談所長がその権限を行

用することを妨げないものとし、大牟田市の区域における第二号から第四号、第六号、

第八号及び第九号に掲げる事務については山門保健福祉環境事務所長に、久留米市の

区域における第九号に掲げる事務については久留米保健福祉環境事務所長に委任す

一 児童福祉法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、四親等内の児童以外の児童を同居させ、又は同居をやめたときその旨の届出を受領すること。

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）を「施行令」

という。

イ 法第十条第一項第一号及び第二項の規定に基づき、市町村の援護（法第十八条第二項の規定による措置に係るものを除く。）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整並びに市町村に対する情報の提供その他必要な援助及び助言を行うこと。

ロ 法第十条第一項第二号イの規定に基づき、身体障害者の福祉に関し、管轄区域における実情の把握を行うこと。

三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十一条第一項第一号の規定に基づき、市町村の更生援護（法第十六条第一項第二号の措置に係るものを除く。）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整並びに市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと。

ロ 法第十一条第一項第二号イの規定に基づき、知的障害者の福祉に関し、管轄区域における実情の把握に努めること。

四 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。

ロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務のうち、障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する事務

イ 法第十七条の規定に基づき、障害児福祉手当を支給すること。

ロ 法第十九条の規定に基づき、障害児福祉手当の受給資格を認定すること。

ハ 法第二十条又は法第二十一条の規定に基づき、障害児福祉手当の支給を制限す

ること。

二 法第二十二條第二項の規定に基づき、障害児福祉手当の返還を命ずること。

ホ 法第二十四條第一項の規定に基づき、障害児福祉手当に関する不正利得を徴収すること。

ヘ 法第二十六條において準用する法第五条第二項の規定に基づき、障害児福祉手当の受給資格を認定すること。

ト 法第二十六條において準用する法第十一条の規定に基づき、命令に従わない者等に対して、障害児福祉手当を支給しないこと。

チ 法第二十六條において準用する法第十二條の規定に基づき、届出を行わない者等に対して、障害児福祉手当の支払いを一時差し止めること。

リ 法第二十六條の二の規定に基づき、特別障害者手当を支給すること。

ヌ 法第二十六條の四の規定又は法第二十六條の五において準用する法第二十条又は法第二十一条の規定に基づき、特別障害者手当の支給を制限すること。

ル 法第二十六條の五において準用する法第五条第二項の規定に基づき、特別障害者手当の受給資格を認定すること。

ヲ 法第二十六條の五において準用する法第十一条の規定に基づき、命令に従わない者等に対して、特別障害者手当を支給しないこと。

ワ 法第二十六條の五において準用する法第十二條の規定に基づき、届出を行わない者等に対して、特別障害者手当の支払いを一時差し止めること。

カ 法第二十六條の五において準用する法第十九條の規定に基づき、特別障害者手当の受給資格を認定すること。

ヨ 法第二十六條の五において準用する法第二十二條第二項の規定に基づき、特別障害者手当の返還を命ずること。

タ 法第二十六條の五において準用する法第二十四條第一項の規定に基づき、特別障害者手当に関する不正利得を徴収すること。

レ 法第三十五條の規定に基づき、届出等を受領すること。

ソ 法第三十六條の規定に基づき、必要書類の提出命令等を行うこと。

ツ 法第三十七條の規定に基づき、資料の提供等を求めること。

六 登録免許税法の施行に関する事務

この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二十一条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。

七 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この号中「改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定に基づき支給する改正法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この号中「旧法」という。）による福祉手当に関する事務

イ 旧法第十七条の規定に基づき、福祉手当を支給すること。

ロ 改正法附則第九十七条第二項において準用する改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この号中「新法」という。）第二十条又は新法第二十一条の規定に基づき、福祉手当の支給を制限すること。

ハ 改正法附則第九十七条第二項において準用する新法第二十二条第一項の規定に基づき、福祉手当の返還を命ずること。

ニ 旧法第二十四条第一項の規定に基づき、福祉手当に関する不正利得を徴収すること。

ホ 旧法第二十六条において準用する旧法第五条第二項の規定に基づき、福祉手当の受給資格を認定すること。

ヘ 旧法第二十六条において準用する旧法第十一条の規定に基づき、命令に従わない者等に対して、福祉手当を支給しないこと。

ト 旧法第二十六条において準用する旧法第十二条の規定に基づき、届出を行わない者等に対して、福祉手当の支払いを一時差し止めること。

チ 旧法第三十五条の規定に基づき、届出等を受領すること。

リ 旧法第三十六条の規定に基づき、必要書類の提出命令等を行うこと。

又 旧法第三十七条の規定に基づき、資料の提供等を求めること。

八 福岡県税条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務
イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。

九 障害者自立支援法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十一条第二項の規定に基づき、自立支援給付対象サービス等を行った者若

しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させること（実地指導に限る。）。

ロ 法第五十条第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者について、指定の取消し等に該当すると認める旨の通知を市町村から受領すること（法第五十条第三項において準用する場合を含む。）。

定価 一箇月、三五〇円（税込・郵便料別）